

兵庫県稲美町農業委員会  
令和6年1月定例会会議録

- 1 開催日時 令和6年1月25日（木）13時30分～14時30分
- 2 場 所 稲美町役場 本館3階 303会議室
- 3 議 事  
報告第18号「農地法第18条第6項の規定による届出について」  
⇒承認（1件）  
報告第19号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
（専決処理）」⇒承認（1件）  
報告第20号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  
（専決処理）」⇒承認（2件）  
議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
⇒許可（1件）  
議案第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見につ  
いて」⇒許可相当（3件）  
議案第47号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定  
議案第48号「農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見につ  
いて」⇒同意  
議案第49号「農業経改善計画の認定について」⇒適当（1件）
- 4 出席委員（14名）  
1番・藤本勝彦 2番・坂本英正 3番・松尾和孝 4番・山口 透  
5番・梅本成子 6番・上田尚秋 7番・船岡重夫 8番・坂元三郎  
9番・井澤 守 10番・鳴瀬敏雄 11番・丸山治正 12番・大西寿々代  
13番・福田 修 14番・高松幹博
- 5 欠席委員（なし）
- 6 事務局  
農業委員会事務局：局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛
- 7 議事録署名人  
7番・船岡重夫 委員 10番・鳴瀬敏雄 委員
- 8 議 事

事務局： ただいまから令和6年1月定例会を開会いたします。  
開会にあたり、稲美町農業委員会会長坂本が開会のご挨拶を申し上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。  
それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条には「会議は会長が議長となり会議を運営する」との規定がございます。会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしくお願ひします。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は委員全員が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、7番船岡重夫委員、10番鳴瀬敏雄委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしくお願ひします。

今月の議案は、既に配付しておりますとおり、報告第18号～第20号及び議案第45号～第49号まででございます。よろしくご審議をお願ひします。

議 長： それでは、報告第18号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町中村字徳

地 目： 田

面 積： 254㎡

賃貸人： 地元土地所有者

賃借人： 地元農業者死亡につき相続人3名

設定された権利： 残存小作権

解約理由：残存小作を解消し、所有者が自ら耕作するため

解約届出日：令和5年12月22日

解約成立日：令和5年12月22日

土地引渡時期：令和5年12月22日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、報告第19号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は1件です。  
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町国岡4丁目（城ノ池西方）

地目：田

面積：178㎡

転用目的：一般個人住宅

土地利用計画：造成して、住宅一棟建築する。雨水は北側道路側溝へ、汚水は公共下水に接続。

専決処理：令和5年12月22日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、一般個人住宅への転用で、稲美町農業委員会として既に令和5年12月22日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、報告第20号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は2件です。  
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町国岡4丁目（城ノ池西方）

地目：田

面積：157㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：不動産業者

転用目的：一般個人住宅

土地利用計画：造成して、住宅一棟建築する。雨水は道路側溝へ、汚水は公共下水に接続。

専決処理：令和5年12月22日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移動を行う、一般個人住宅用地への転用で、稲美町農業委員会として令和5年12月22日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

次に「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号2」

所在：稲美町中村字徳（菊徳集落内）

地目：田（現況：雑種地）

面積：180㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：不動産業者

転用目的：露天資材置場

土地利用計画：令和5年5月に分譲住宅用地で届出を受理したが、隣接地2筆と一体利用での露天資材置場となったため、再度届出。造成、砕石敷き済。東側は里道。南側農地との境界はブロック5段積み。

専決処理：令和6年1月12日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移動を行う、露天資材置場への転用で、稲美町農業委員会として令和6年1月12日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議長： それでは、議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町岡字出新田	田	4 6 0 m <sup>2</sup>
	田	2 5 3 m <sup>2</sup>
(出新田集落内) 2筆合計		7 1 3 m <sup>2</sup>

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：利用集積で使用貸借していた地元農業者

利用集積使用貸借は合意解約済

農機具：トラクター・野菜定植機・軽トラック・動力噴霧機

栽培作物：水稲、野菜

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は田口委員です。譲受人は長年申請地を耕作しており、許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和6年1月22日13時30分～16時15分までの間、5番梅本成子農地担当副会長補佐、4番山口透委員、12番大西寿々代委員及び事務局1名の合計4名で、申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

5番・梅本委員： 申請地には白菜、大根、玉ねぎ、わけぎなどが植えられていました。これからも申請地で野菜等の栽培をされると思います。問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

議長： それでは、議案第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は3件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町加古字上新田中 (加古大池西交差点南西)

地 目： 田

面 積： 4 2 7 m<sup>2</sup>

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 不動産業者

転用目的： 露天資材・車両置場

土地利用計画： 砕石敷均し、転圧する。

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は二重委員です。北側、東側は県道で、南側は民家、西側は法面で水路に接しています。転用による農業用水排水、周辺農地への影響は特にはないと思っておりますとの報告をいただいています。また小委員会当日に、これまで置いてあったコンテナが数日前に撤去されたという報告と、現況では道路側溝や民家の雨水が申請地と民家の間を流れていくように見えるので、境界いっぱいまで造成するのであれば何か対処が必要ではないかとの意見をいただきました

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

5番・梅本委員： 申請地は長年耕した形跡はなく、県道の歩道と同じかそれ以上に高くなっています。地面の傾斜は西側が高くなっており、雨水は西側水路には流れません。南側は、民家の敷地までの間に長い法面があり、自然の水路のようになっています。南側の農地は低く、転用による農地や用排水への影響は問題ないように思います。進入口が横断歩道ですので、出入りには注意が必要ではないかと思えます。

転用時の造成がわかりにくい計画図面でしたので、事務局から確認してもらうことにしました。

議長： 事務局から確認結果を報告願います。

事務局： 道路側溝や民家の雨水について対策が必要ではないかとお伝えしたところ、新たに擁壁を設けたり造成することはせず現況のまま使用されるとのことでした。追加で提出された図面を本日お配りしております

すのでご確認ください。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所在： 稲美町野寺字下南岡 (芦池南方)

地目： 田 (現況畑)

面積： 407㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者2名の共有

譲受人： 不動産業者

転用目的： 分譲住宅用地 (建築条件付き1戸)

土地利用計画： 南側の道路高さまで盛土し整地する。表面は赤土等の仕上げ。北東斜辺の北半分は深い水路、南半分は宅地と接する。西側は分筆元の農地の畦を残す。雨水は北側水路へ、汚水は集落排水に接続。

野寺地区特別指定区域の地縁者の住宅区域で、地元居住者から既に購入申込みがあり、都市計画法第43号の建築物の新築許可申請受付済み。

議長： 「番号2」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は松本委員です。申請地の南側は道路に面し、西側は田、北、東側は一部が排水路と宅地で、転用による農業用排水、道路等への影響は無いと思われるとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

4番・山口委員： 申請地は南側の道路より10cmほど低く、家庭菜園として利用していた跡がありました。西側に残る田はきれいに鋤いてあり、西

側に給水バルブと排水口があります。転用による農地や用排水、道路等への影響は問題ないように思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所在：稲美町和田字池下	395番1	田(畑)	491㎡
	396番1	田	866㎡
(和田東山住宅西方)	2筆合計		1,357㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：不動産業者

転用目的：賃貸露天駐車場 31台

土地利用計画：申請地は、畦畔高さまで盛土し、碎石敷きする。既設東側駐車場の一部を進入路とし、スロープ部分はコンクリート打ちする。雨水は、境界のU字溝へ。

議長： 「番号3」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は米澤委員です。申請地の東側は月極駐車場、南側は住宅と農地、西側はフェンス越しに工場の露天駐車場、北側は耕作放棄地です。転用による農業用排水、道路等への影響は無いと思われるとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

12番・大西委員： 申請地の 番 は畑、 番 はきれいに耕運してありました。東の駐車場より1m位低くなっており、西はU字溝、駐車場、南は2mの広畦、北は水路、耕作放棄地で、背丈ほどの草です。雨水は自然浸透と西側のU字溝に流れますので、転用による農地や用



排水への影響は問題ないように思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

6番・上田委員： 近隣の駐車場には空きがあるように思うが、駐車場は必要なのか。他の用途になってしまわないか。

事務局： 申請には、全台数分ではありませんが、近隣事業者からの申込書が添付されています。

12番・大西委員： 現地調査時にも近隣事業者から申込みがあると聞きました。

議長： 他に意見、質問がなければ採決いたします。

「番号3」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第47号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局： この議案は、農業経営基盤強化促進法附則第5条に規定される同法改正の経過措置に基づき、稲美町長から農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）： 7件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 13件

申請筆数： 26筆

申請面積： 49,772㎡

「各筆明細」（町が作成する農用地利用集積計画）

利用権を設定する申請者（借受者）： 7件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 13件

申請筆数： 26筆

申請面積： 49,772㎡

議長： 最適化推進委員からの報告や意見はありましたか。

事務局： 最適化推進委員から、報告や意見はありません。

議長： 説明・報告は終わりました。委員方でご意見、ご質問はございませんか。

んか。

(意見、質問なし)

議長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。  
農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

議長： それでは、議案第48号「農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見について」を議題といたします。  
事務局に説明を求めます。

事務局： この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法第18条第3項の規定により、稲美町長から農業委員会の意見を求められているものです。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）： 1件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 1件

申請筆数： 1筆

申請面積： 1, 311㎡

「各筆明細」

移転…転貸先を営農組合から隣接農地の耕作者に変更

周辺農地の耕作権者は移転理由のとおりであると確認済み

議長： 説明は終わりました。委員方でご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)

議長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。  
農用地利用集積等促進計画案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、農用地利用集積等促進計画案について、「原案どおり異議なし」といたします。

議長： それでは、議案第49号「農業経営改善計画の認定について」を議題といたします。  
事務局に説明を求めます。

事務局： 農業経営改善計画について意見を求められているものは、1件です。

「No.202402-01」 個人 新規認定

作目：ぶどう

R9（5年後）目標 作付面積、収量の増  
省力化及び安全確保のため無線遠隔操作方式農薬散布機導入  
家族従事者の労働時間の均等化及び短縮、臨時雇用の導入  
年間農業所得目標、年間労働時間目標は基本構想の基準に合致

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。  
（意見、質問なし）

議長： 委員から意見・質問がございませんので、採決いたします。  
本件について、計画が適当であると判断される委員の挙手を求めま  
す。  
（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、本件農業経営改善計画について適当であると報  
告することに決定します。

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。  
委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和6年1月定例会を閉会いた  
します。

上記のとおり会議録を調整する。

令和6年1月25日

議長 坂本英正

委員 船岡重夫

委員 鳴瀬敏雄